

令和3年

第3回大磯町農業委員会総会会議録

日時 令和3年3月25日 午後1時30分から

場所 大磯町役場 保健センター2階 研修室

1 出席委員

1番 西 方 敬

9番 竹 内 浩

2番 柳 田 三千夫

10番 近 藤 剛 司

3番 二 宮 賢 一

11番 鈴 木 洋 有

5番 野 崎 健 一

12番 石 井 雅 浩

6番 今 井 正

13番 安 池 雅 美

7番 福 島 啓

15番 青 木 貞 治

8番 吉 川 京 男

16番 戸 塚 昭 雄

2 欠席委員

3 遅刻委員

4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

西 川 克 己 柏 木 博 吉 川 正 守 屋 正 三

5 出席した書記

事務局長 久保田 徳人

書 記 柏木 しのぶ

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第6号 農地利用集積計画書の決定について

議案第7号 非農地証明書交付申請の承認について

報告第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地造成届出について

議長 それでは、これより総会を開催します。

ただ今の出席委員は14名で、定足数に達しておりますので令和3年第3回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第18条第1項の規定により、12番石井雅浩委員と13番安池雅美委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第2の議案第6号「農地利用集積計画書の決定について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第6号は議案書1ページから2ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の1ページをご覧ください。

大磯町長より令和3年3月10日付けで農地利用集積計画の決定を求められています。

事務局 《議案第6号1番を朗読・説明》

書記 議案第6号1番につきましては、

なお、3月12日に戸塚会長、柳田委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第6号1番につきましては現地調査をお願いした柳田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

2番委員（柳田） 柳田です。議案第6号1番の農地について、3月12日に戸塚会長と私と事務局2名で現地確認を行いました。

当該農地は耕作放棄地ですが、農家に貸すことで、農地の遊休化防止と有効利用が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止と有効利用が図られるとのことです。

それでは、議案第6号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 長い間、耕作放棄地となっていたということですが、農業用水路の水は使用できるのですか。

書記 現地確認しましたが、できるようです。

委員 一年中、田に水を張るということですが、用水の問題や隣接農地への浸水の問題はありませんか。

書記 引き込んだ水は溜めこまず放流するとのことですし、南側の農地を借りている農家とは事前協議を済ませており、水が染み出ないように畔にトタン板を打ち込むなど対応を行う予定です。

委員 借りた農地で稲作をされるということですが、この農家の方は隣の水田でマコモタケを栽培していましたね。

書記 北側の水田で、昨年、マコモタケを栽培していました。

議長 他にございませんか。他に質疑がないようですので、議案第6号1番について、原案とおりの決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第6号1番は原案とおりの決定いたしました。
なお、決定事項は、町長に通知いたします。

議長 それでは、次に議案第7号「非農地証明交付申請の承認について」を議題に供します。では、朗読と説明を事務局よりお願いします。

書記 議案第7号「非農地証明交付申請の承認について」は、議案書3ページの2件でございます。場所につきましては総会資料の2ページと3ページをご覧ください。

《議案第7号1番を朗読》

書記 議案第7号1番につきましては、非農地証明についての審議事項でございます。非農地証明につきましては、神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」（平成24年8月1日施行）に基づき、指針で定めております要件をすべて満たすものに限り非農地証明を交付することが可能です。

当該農地は、農地性はなく、かつ、違反転用の追及を受けたことはありません。

なお、3月12日に戸塚会長と、黒岩地区担当の二宮委員と事務局2名で現地確認を実施した結果、非農地証明のすべての要件を満たしていることを確認しています。

議長 ありがとうございました。では、現地調査をお願いした二宮委員から説明をお願いいたします。

3番委員（二宮） 3番二宮です。議案第7号1番の農地について、3月12日に戸塚会長と私及び事務局2名で現地調査を行いました。

当該農地は住宅敷地の一部となっていて農地性がない状況であることを確認しました。また、非農地とすることによる周辺の農地への影響はないものと考えられます。

議長 ありがとうございました。ただいま説明がありましたとおり、申請のあった農地は県の指針に基づき非農地に該当することです。これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 特に質疑がないようですので、議案第7号1番の申請のありました1筆について非農地証明を交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、申請のありました1筆について非農地証明を交付することに決定いたしました。

続いて2番について説明をお願いします。

《議案第7号2番を朗読》

書記 議案第7号2番につきましても、1番と同様に当該農地は、農地性はなく、かつ、違反転用の追及を受けたことはありません。

なお、議案第7号2番につきましては、3月12日に戸塚会長と、月京・生沢地区担当の福島委員と事務局2名で現地確認を実施した結果、非農地証明のすべての要件を満たしていることを確認しています。

議長 ありがとうございます。では、現地調査をお願いした福島委員から説明をお願いいたします。

7番委員（福島） 7番福島です。議案第7号2番の農地について、3月12日に戸塚会長と私及び事務局2名で現地調査を行いました。

当該農地はコンビニエンス・ストアを建設した際の残地であり、農地性がない状況であることを確認しました。また、非農地とすることによる周辺の農地への影響はないものと考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたとおり、申請のあった農地は県の運用指針に基づき非農地に該当するとのことですので。これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 特に質疑がないようですので、議案第7号2番の申請のありました2筆について非農地証明を交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、申請のありました2筆について非農地証明を交付することに決定いたしました。

議長 次に、報告第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明」について、事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」は、議案書4ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の4ページと5ページをご覧ください。

事務局 《報告第1号1番を朗読》

書記 報告第1号1番の内容については記載のとおりでございます。添付資料も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

なお、2月9日に西方会長職務代理者、吉川推進委員及び事務局で現地確認を行い、すべての農地の耕作状況は良好であることを確認しております。

議長 ありがとうございました。報告第1号1番につきましては現地調査をお願いした吉川推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

推進委員（吉川） 推進委員の吉川です。報告第1号1番の農地について、2月9日に西方会長職務代理者と私と事務局で現地確認を行いました。

すべての農地がきちんと耕作されていることを確認しました。

議長 ただ今の報告第1号1番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第1号1番を終わりにします。

議長 次に報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書5ページの4件でございます。場所につきましては総会資料の6ページから9ページをご覧ください。

事務局 《報告第2号1番から4番を朗読》

書記 報告第2号1番から4番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第2号1番から4番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長 次に、報告第3号「農地造成届出」について、事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第3号「農地造成届出」については、議案書6ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の10ページをご覧ください。

事務局

《報告第3号1番を朗読》

書記 報告第3号1番の内容については記載のとおりでございます。添付資料も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

なお、3月12日に戸塚会長、吉川推進委員及び事務局2名で現地確認を行い、届け出どおりの造成であることを確認しております。

議長 ありがとうございました。報告第3号1番につきましては現地調査をお願いした吉川推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

推進委員（吉川） 推進委員の吉川です。報告第3号1番の農地について、3月12日に戸塚会長と私と事務局2名で現地確認を行いました。

栗を伐根して農地造成後にビニールハウスを建てるということで農地の有効利用が図られると考えられます。

議長 ただ今の報告第3号1番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第3号1番を終わりにします。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして令和3年第3回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時05分)